

本則支給認定・みなし認定の有効期間について

自立支援医療の支給認定（本則支給認定）の有効期間（法第55条）は1年以内、また、法附則第13条のみなし認定の有効期間は1年以内とする予定（省令で規定予定）であるが、平成19年3月頃に各自治体に本則支給認定事務が集中するおそれがあることから、各認定の有効期間等については本資料に基づき取り扱うことができるものとする。

みなし認定に係る原則

みなし認定の有効期間は1年以内であることから、

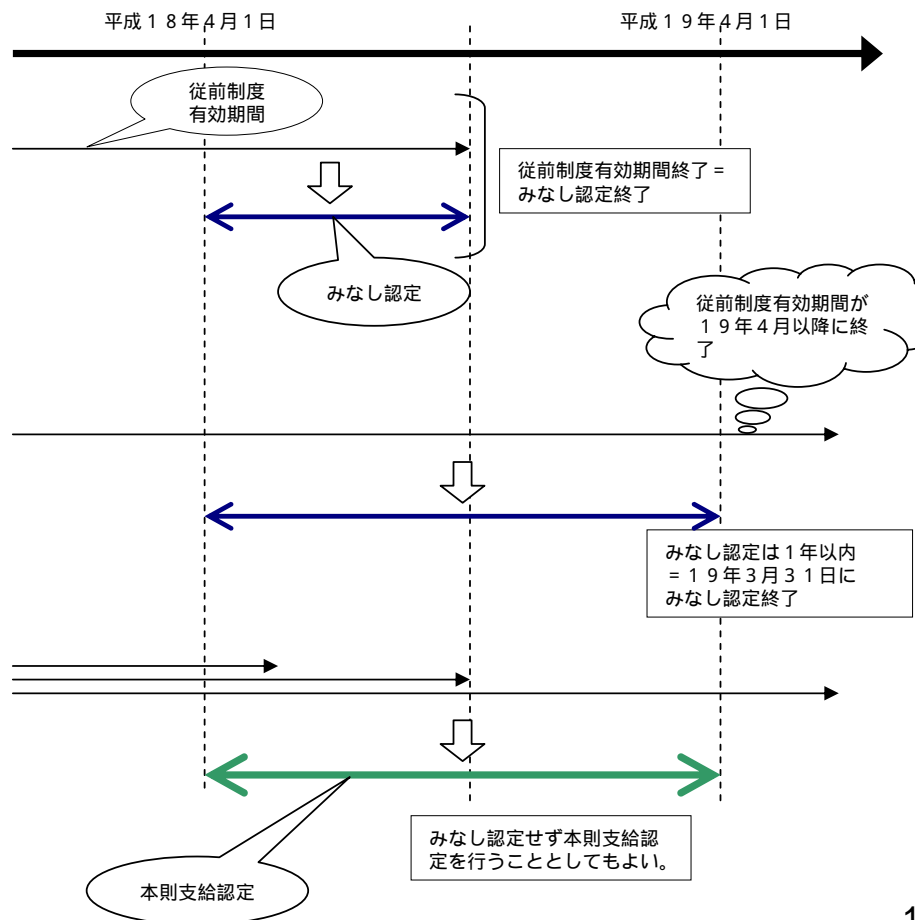
みなし認定は、従前の育成医療・更生医療・精神通院医療についての給付等の有効期間（従前制度有効期間）が終了するまでの間、有効であるものとする（みなし認定の有効期間は「1年以内」であって「1年間」ではない。）。

ただし、従前制度有効期間が平成19年4月1日以降に終了する場合には、**みなし認定は平成19年3月31日で終了**するものとする。

の例は、有効期間が2年間である精神通院医療の場合のみ該当することとなる。

自立支援医療を受ける者の状況等に応じ、従前制度有効期間がある場合でも、**みなし認定をせず、平成18年4月以降を始期とする新規の本則支給認定のみを行うこととしてもよい。**

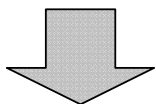
（注）みなし認定を行う際の「重度かつ継続」の判断には、「**簡便な意見書**」から判断しても、従前制度の診断書における**疾病名の記載から判断しても差し支えない。**



例外ルールA

平成18年3月31日までは、みなし認定と同時に、みなし認定終了後（＝従前制度有効期間終了後）の本則支給認定も行うことができるものとする。

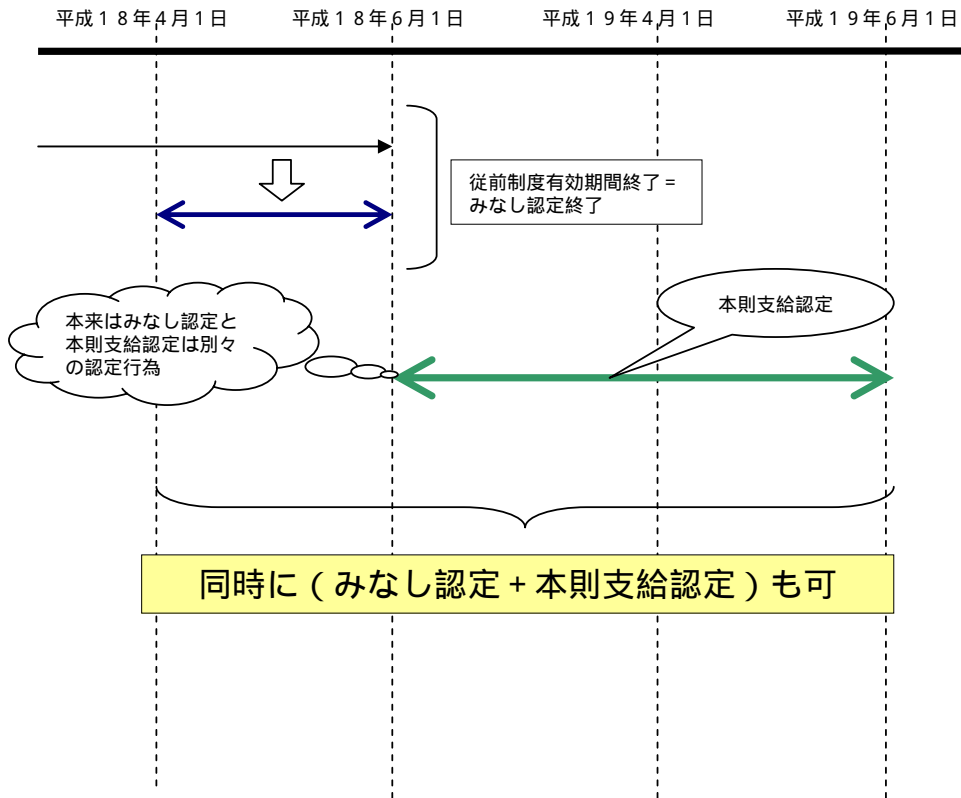
例：従前制度有効期間が平成18年5月31日までの場合
みなし認定と同時に、最長で平成18年6月1日から平成19年5月31日までの本則支給認定を行うことができる。また、みなし認定も含め本則認定用の申請書を使用しても差し支えない。



この場合、「みなし認定の受給者証」と「本則支給認定の受給者証」の2枚を発行することとする。

ただし、各自治体の判断で、本則支給認定の受給者証は平成18年3月段階では交付せず、適宜の時期に郵送・窓口手渡し等の方法により交付することも差し支えない。

なお、この場合は、従前制度有効期間を超えて、新たに本則支給認定を行うものであるから、新規支給認定のために医師の意見書が必要であるものとする。



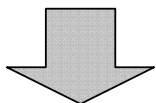
例外ルールB

みなし認定に係る原則の に該当する場合には、

・ みなし認定の有効期間を平成18年の「従前制度有効期間の終期の「月」の末日まで」としつつ（つまり、みなし認定の有効期間を従前制度有効期間の1年前としつつ）、

・ 当該みなし認定と同時に、みなし認定終了後（＝従前制度有効期間終了後）の本則支給認定を同時に行うことができるものとする。

例：従前制度有効期間が平成19年5月31日までの場合
みなし認定と同時に、みなし認定の有効期限を18年「5月31日」までとしつつ、 最長で平成18年6月1日から平成19年5月31日までの本則支給認定を行うことができる（なお、このとき例外ルールCの適用はないことに留意）。また、みなし認定も含め本則認定用の申請書を使用しても差し支えない

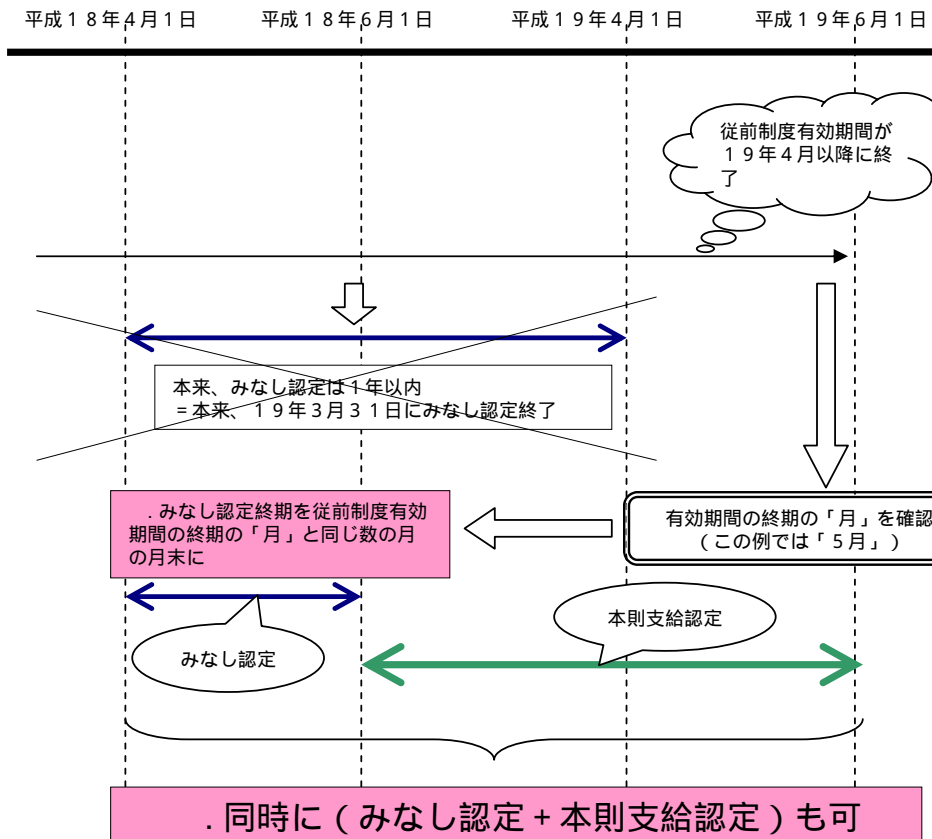


この場合、「みなし認定の受給者証」と「本則支給認定の受給者証」の2枚を発行することとする。

ただし、各自治体の判断で、本則支給認定の受給者証は平成18年3月段階では交付せず、適宜の時期に郵送・窓口手渡し等の方法により交付することも差し支えない。

ルールAと同様

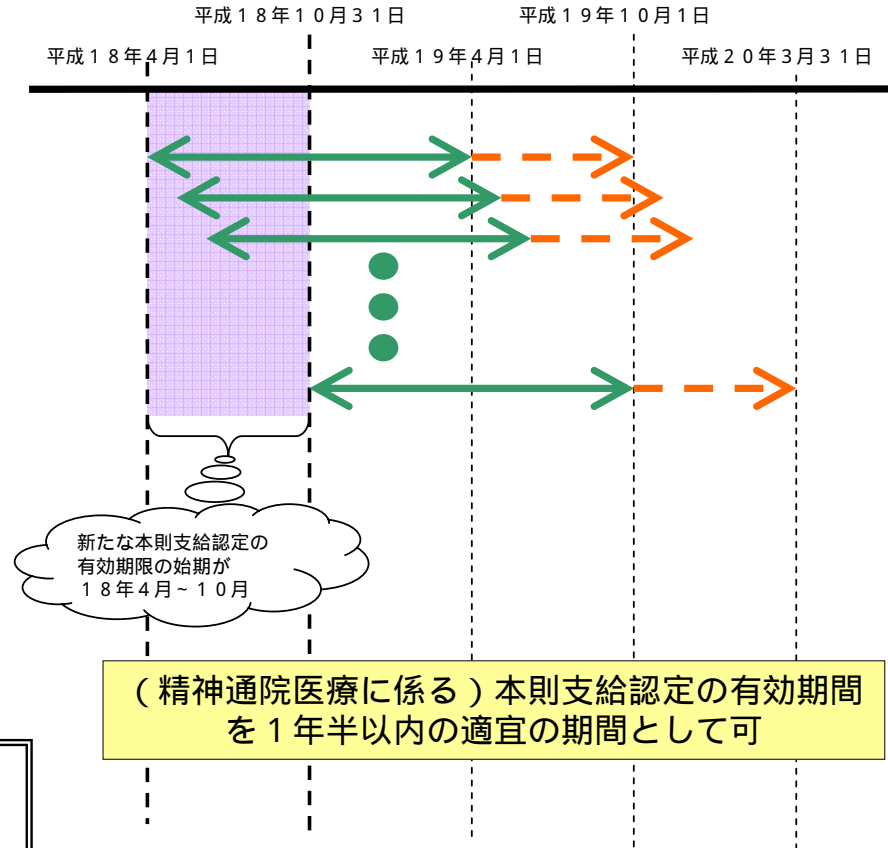
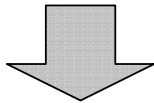
なお、この場合は、結果として従前制度有効期間の範囲内で、（短くなった）みなし認定と本則支給認定を行うのであるから、本則支給認定のための医師の意見書は不要であることとする。



例外ルールC

平成18年4月1日から平成18年10月31日までの間を始期とする新たな本則支給認定（みなし認定と同時に行われる本則支給認定を除く）を行う場合に限り、各自治体における本則支給認定・みなし認定の事務の程度を勘案し、各自治体の判断によって、有効期限を最長で1年6ヶ月以内の間の適宜の期間とすることができるものとする。

例：平成18年10月を始期とする本則支給認定
平成19年10月31日～平成20年3月31日の間の適宜の各月の末日を終期とする支給認定を行うことができる。



育成医療・更生医療については、それぞれの医療の特性から考えれば例外ルールCの対象とはならず、精神通院医療のみルールCの対象になりうるものとする。

みなし認定に係る原則を踏まえれば、みなし認定をせずに例外ルールCを適用することもあり得ることに留意。

一旦みなし認定を受けた者については、例外ルールCは適用しない（みなし認定ではなく、新制度の認定のみを行う場合に適用）ことに留意。